

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から43年3月まで

私たち夫婦は、あまり市役所に行く用事も無いので、昭和40年末ごろの婚姻手続の際に、夫婦共に国民年金の加入手続を行ったのだと思う。

加入手続後の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に、未納とすること無く集金人に納めていたと記憶しており、夫婦共に昭和43年4月以降しか保険料の納付記録が無いことに納得できない。

また、国民年金手帳の再発行を受けたころと思うが、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納めることができる制度があると聞き、夫婦共に保険料を納めた記憶があるので、きちんと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年末ごろの婚姻手続の際に国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同記号番号は、41年5月から同年7月までの間に、職権により夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

しかし、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間(170か月)において国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意識の高さがうかがえることから、申立人の「集金人が国民年金保険料の徴収に来ているにもかかわらず、保険料を納付すること無く、何年間も集金人を帰し続けることなどあり得ない。」との主張の信憑<sup>びよう</sup>性は高く、国民年金手帳記号番号が昭和41年5月から同年7月までの間に払い出され、集金人が申立人の国民年金保険料を徴収できる状況において、申立人が41年4月から43年3月までの期間については、集金人に対

して国民年金保険料を納付していたと考えても不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、昭和37年7月から41年3月までの期間については、申立人は、国民年金手帳の再発行を受けた43年9月5日から、長男が生まれる44年4月までの間に、集金人から20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できる制度があると聞き、数日後、集金人に対して一括納付したとしているが、第1回目の特例納付の実施時期（45年7月から47年6月まで）と約2年の相違がある上、一括納付したとする保険料の総額についての申立人の記憶は定かでなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から43年3月まで

私たち夫婦は、あまり市役所に行く用事も無いので、昭和40年末ごろの婚姻手続の際に、夫婦共に国民年金の加入手続を行ったのだと思う。

加入手続後の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に、未納とすること無く集金人に納めていたと記憶しており、夫婦共に昭和43年4月以降しか保険料の納付記録が無いことに納得できない。

また、国民年金手帳の再発行を受けたころと思うが、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納めることができる制度があると聞き、夫婦共に保険料を納めた記憶があるので、きちんと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年末ごろの婚姻手続の際に国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同記号番号は、41年5月から同年7月までの間に、職権により夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

しかし、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間(169か月)において国民年金保険料の未納が無く、保険料の納付意識の高さがうかがえることから、申立人の「集金人が国民年金保険料の徴収に来ているにもかかわらず、保険料を納付すること無く、何年間も集金人を帰し続けることなどあり得ない。」との主張の信憑<sup>びよう</sup>性は高く、国民年金手帳記号番号が昭和41年5月から同年7月までの間に払い出され、集金人が申立人の国民年金保険料を徴収できる状況において、申立人が41年4月から43年3月までの期間については、集金人に対

して国民年金保険料を納付していたと考えるても不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、昭和38年7月から41年3月までの期間については、申立人は、国民年金手帳の再発行を受けた43年9月5日から、長男が生まれる44年4月までの間に、集金人から20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できる制度があると聞き、数日後、集金人に対して一括納付したとしているが、第1回目の特例納付の実施時期（45年7月から47年6月まで）と約2年の相違がある上、一括納付したとする保険料の総額についての申立人の記憶は定かでなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの期間及び平成元年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで  
② 平成元年4月から2年3月まで

私は、昭和42年5月に結婚する前は、自宅に来ていた集金人に短期間、月額100円の国民年金保険料を納めていたが、未納期間があった。

しかし、結婚後、夫が国民年金に加入していなかったこともあり、姑が国民年金保険料の未納分を納めるようにとお金をくれたので、私と夫は、これまでの未納の保険料をすべて納付した。正確な金額は覚えていないが、私の分の方が少なかった。

また、これ以降は年金制度の重要性を認識し、国民年金保険料をきちんと納めていたので、平成元年度の12か月分の国民年金保険料が未納になっていることも納付できない。当時の確定申告書の控えが残っており、損益計算書には二人分の国民年金保険料額が記入されている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①（6か月）及び②（12か月）を除き、国民年金加入期間（462か月）の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、申立期間②を除き、60歳になるまでの国民年金加入期間（468か月）の保険料をすべて納付しており、夫婦共に納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人については、申立期間①及び②について、いずれも当該期間中及びその直前直後に転居等の生活状況の変化が無く、国民年金保険料の納付が困難となる事情は認められない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、過年度納付及び特例納付により、国民年金保険料をさかのぼって納付していることも確認できることから、

申立人が、申立期間①及び②のみ未納のままにしておくことは考え難い。

加えて、申立期間②については、当該期間である平成元年及び2年の確定申告書の写しに夫婦二人分の国民年金保険料額が記載されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から40年3月まで

私は、20歳になる前から母に、「国民年金は国民の義務であり、20歳になったら加入手続きをするように。」と言われていた。しかし、私自身が手続きをしなかったため、母が昭和38年1月ごろに加入手続きを行ってくれ、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、妻が母から私の年金手帳を引き継ぎ、その際「3年分納付しておいたから。」と言われた。その後、妻が60歳まで未納無く保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は兄弟連番で昭和40年11月4日に払い出されていることが確認できる。申立期間のうち、38年10月から40年3月までについては、当時申立人と同居していた兄が、「母は金銭面に関して非常に<sup>き</sup>几帳面で、納付しないといけないものは、すべて納付していた。また自分たち兄弟は、毎月給料を欠かさず母に渡していた。」と証言している上、申立人の義姉も、「義母は大変きっちりした性格で、20歳から国民年金に加入するように話をしていたと思う。」と証言していることから、申立人の母親の国民年金に対する納付意識の高さがうかがえ、その母親が、40年11月4日に申立人の国民年金の加入手続きをした際に、法律的に納付可能であった期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和38年1月から同年9月までについては、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された40年11月4日時点では、時効により

国民年金保険料の納付ができない期間となる上、申立人及びその妻には、当該時点に払い出された国民年金手帳以外の手帳を所持していたとする記憶は無く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人の母親が、当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、母に勧められ、母か私が市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めている。昭和50年1月から51年8月まで国民年金保険料の納付については、国民年金手帳に覚え書きしているが、社会保険庁の記録はそのうち、50年1月から同年3月までの期間が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親に勧められ、昭和51年8月に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳に覚え書きしてあるとおり、50年1月から51年8月までの国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が保管している国民年金手帳の備忘録に「国民年金掛金、S50年1月～S51年8月」と記載されていることが確認できる上、申立人は、国民年金被保険者期間33年間のうち、約25年間、保険料を前納（このうち付加保険料付き前納12年）しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、昭和51年8月に加入手続（付加保険料を含む。）が行われ、同年4月から同年8月までの国民年金保険料を現年度納付（8月分は付加保険料を含む。）、50年4月から51年3月までの保険料を51年11月に過年度納付している記録が確認できるほか、当該台帳の裏面の保険料納付状況欄の昭和44年度から49年度までの記載欄には未納であることを示す「0」が記載されていることが確認できる。しかしながら、当該44年度から48年度までの欄には加入手続直後である「51年10月」のゴム印が押印されている一方で、49年度（申立期間を含む。）の欄には「56年10月」のゴム印が押印されていることから、

49 年度の記録はゴム印の押された時期に記入されたものと推認され、不自然である上、社会保険事務所のオンライン記録では、昭和 51 年 8 月の納付記録が平成 20 年 4 月 22 日に追加されていることから、社会保険事務所における記録管理が適切ではなかったものと推認される。

さらに、申立人は、昭和 51 年 8 月に国民年金の加入手続きを行っていることが確認できることから、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から46年3月まで

私は昭和46年に国民年金の加入手続を行った。ちょうどそのころ20歳からさかのぼって繰り上げ納付する制度を勧奨しており、家族にも勧められたので家計の苦しい中45か月分の国民年金保険料を一括して市役所で納付した。ところが、今から3年ほど前に社会保険事務所から送られてきた「国民年金についてのお知らせ」を見ると、その一括納付した期間の保険料が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付により国民年金保険料として2万円前後の金額を一括して納付したとしているところ、申立人が特例納付を行った時点で未納期間の保険料すべてを特例納付及び過年度納付した場合の金額は1万8,450円となり、申立内容とほぼ一致する。

また、市によると、昭和45年から47年ごろにかけて特例納付（国民年金法附則13条）による納付制度を広報誌に掲載し、窓口に来た未納期間のある人には特例納付制度の説明を行い、過年度納付書及び特例納付書を発行していたとしており、市役所内に過年度納付及び特例納付も行えた金融機関があったとしていることから、申立内容は信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が高いことがうかがえる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を負担したとする申立人の夫は、申立期間当時の保険料の金額及び納付場所についての詳細な記憶は無いものの、申立期間における保険料を申立人が納付したはずだと証言している。

加えて、申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間に未納は無く、国民年金保険料に関する納付意識の高さがうかがえることから、申立期間における保

険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年4月まで  
② 昭和62年3月

昭和36年ごろ、当時住んでいた住宅に来た女性に勧められたので国民年金に加入した。それから自宅に来た集金人に月額100円の保険料で3年間ほど納付した。その後、60歳になった際、国民年金の納付記録を確認したところ、当初納付していたはずの期間の納付記録が未納となっており納得できない。

また、今回申立てをした際に、昭和62年3月の国民年金保険料も未納となっていることが分かったが、その当時も保険料を納付しているはずなので未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間①については、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人には、昭和36年2月3日に手帳記号番号が払い出され、任意加入手続を行っていることが確認でき、36年ごろに加入したとする申立内容と一致する。

また、申立人は、月額100円の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付していたとしているところ、市によると、昭和36年当初から集金人による収納を行っていたであろうとしており、保険料の金額も当時のものと一致することから、集金人の勧奨により任意加入の手続を行い、かつ集金人による集金を受けながら、直後から国民年金保険料を納付していないとは考え難い。

一方、申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人の夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失（昭和62年3月25日）に伴い、申立人は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更すべきところ、これを行

っていなかったため、実際に第1号被保険者であると認識された時期は平成8年2月であり、申立期間当時、当該期間は第3号被保険者期間として取り扱われていたことから、当該期間の保険料を納付するために必要な納付書は発行されなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間②における国民年金保険料の納付に関する記憶がほとんど無い上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から52年3月まで

私は、結婚するまでは実家の近くの郵便局で働いており、国民年金への加入は考えていなかった。昭和41年に結婚して、A市に引っ越し、家族が経営する店を手伝いながら子育てをしていたこともあり、国民年金に加入する機会を逸していた。

年齢を重ねて国民年金に加入しなければと思っていたが、昭和52年ごろ、3人の子供が大きくなり落ち着いてきたので、市役所にて国民年金への加入手続きを済ませた。それからしばらくして、近所の友人が特例納付の制度を教えてくれたので、53年秋ごろ、同市役所で納付書をもらい、20歳までさかのぼった保険料（4万円程度）を銀行か同市役所で納付した。私が嫁ぐ前から家族が経営する店を手伝っていた主人と義姉は、加入当初2～3年の未納期間があったが、私は特例納付を利用してすべて納付できたので、うれしくて、主人や義姉、友人に報告したことを覚えている。

当時は、お金の工面が大変だったが、家業が個人経営の店だったので、将来は国民年金をできるだけ多く受給し、子供に迷惑をかけないようにさかのぼって保険料を納付したのに、記録が無いのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は4万円程度の金額をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人に係る市の国民年金適用関係届において、申立期間の一部を含む昭和50年4月から52年7月までの納付書が発行された記録が確認でき、当該期間の保険料額（一部付加保険料額を含む。）は3万9,600円で、申立人が納付し

たとする金額とほぼ一致する。

一方、申立期間のうち、昭和 38 年 8 月から 50 年 3 月までについては、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 53 年秋ごろに、20 歳(38 年 8 月)までさかのぼって国民年金保険料を納付したとしているものの、そのころに申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額(63 万 2,600 円)と、申立人がさかのぼって納付したとしている保険料額(4 万円程度)は大きく異なる上、申立人は、63 万 2,600 円は納付していないとしている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付するに当たって、現金で支給されていた夫婦二人分の給料か、銀行の申立人の夫名義の口座から引き出したかかもしれないとしているところ、申立人は、昭和 53 年当時の給料額についての記憶は曖昧である上、申立人の夫名義に係る同支店の取引履歴(52 年 4 月 1 日から 53 年 12 月 31 日まで)において、53 年秋ごろに、まとまった出金は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年11月まで

私は、昭和42年3月、会社を退職し、厚生年金保険を脱退したので、国民年金に加入しようと考えていた。ちょうどそのころに年金の案内書のようなものが送られてきたこともあって、市役所へ加入手続に行った。手続後、納付書が送られてきたので、結婚するまで納付した。納付した場所は、市役所か銀行の窓口であったと思う。保険料額は、1か月200円、期別で600円程度だった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和42年3月に会社を退職後、国民年金の加入案内を受けたことを契機に国民年金に加入し、未納期間が生じないように国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が43年5月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認されるとともに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によれば、申立期間の直前の昭和42年度分の国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立期間の8か月のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料は、月額200円で、3か月ごとの納付であり、国民年金保険料月額、納付方法等についても申立人の記憶と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで  
③ 昭和50年10月から同年12月まで

私が昭和45年4月に結婚した時に、おそらく父が私たち夫婦の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入以降、妻が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれており、納付した際に領収書をもっていたと思うが、転居の際に紛失してしまったのか、領収書は現在は残っていない。

3年ぐらい前に夫婦の国民年金の納付記録を確認すると、申立期間について未納となっていたことが分かったが、そのときは領収書が無いと訂正されないと言われた。妻が確かに納付していたはずなので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に夫婦一緒に国民年金に加入して以降、申立期間（計9か月）を除き、396か月にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、市役所の記録によると、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和50年4月以降、申立期間以外の保険料の大部分が夫婦同一日に集金人に納付されていることが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と一致することから、申立期間についても同じように夫婦一緒に保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所等生活状況に大きな変化はみられず、納付が困難となる事情もうかがえないことから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年9月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで  
③ 昭和50年10月から同年12月まで

私が昭和45年4月に結婚した時に、おそらく義理の父が私たち夫婦の国民年金の加入手続を行ってくれた。加入以降、私が集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、納付した際に領収書をもらっていたと思うが、転居の際に紛失してしまったのか、領収書は現在は残っていない。

3年ぐらい前に夫婦の国民年金の納付記録を確認すると、申立期間について未納となっていたことが分かったが、そのときは領収書が無いと訂正されないと言われた。確かに納付していたはずなので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に夫婦一緒に国民年金に加入して以降、申立期間（計9か月）を除き430か月にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、市役所の記録によると、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和50年4月以降、申立期間以外の保険料の大部分が夫婦同一日に集金人に納付されていることが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたとする申立人の主張と一致することから、申立期間についても同じように夫婦一緒に保険料を納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所等生活状況に大きな変化はみられず、納付が困難となる事情もうかがえないことから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 49 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 1 月から 46 年 7 月までは、A社B支社に、同月から 48 年 3 月までは、C社に勤務し、いずれの事業所でも厚生年金保険に加入していた。また、C社を退職した後の 48 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

しかし、厚生年金保険の受給手続を行った平成 16 年に、社会保険事務所の職員から、年金記録では、私がA社B支社を退職した後も昭和 49 年 2 月 1 日まで同社の厚生年金保険に加入していることになっており、同社での厚生年金保険の被保険者期間については、すべて脱退手当金が支給されたこととなっていることを初めて知らされた。さらに、せっかく納付した 48 年 10 月から 49 年 1 月までの国民年金保険料がこの期間と重複しているとして還付されてしまった。私はA社B支社に勤務したとされる期間の脱退手当金を絶対に受給していない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA社B支社における勤務期間について、申立人は、昭和 46 年 7 月に退職し、同月、C社に再就職したと主張しているところ、A社B支社における申立人の当時の上司がこれを裏付ける証言をしている上、申立人が同月からC社において厚生年金保険に加入していることも確認できるため、この時点から約 2 年 8 か月後の 49 年 3 月 30 日に支給されたこととなっている申立期間の脱退手当金について、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、A社B支社における厚生年金保険の被保険者期間が退職から約 2 年 7 か月後となる昭和 49 年 2 月 1 日までとなっていることを、平成 16 年に年金の受給手続を行うまで承知していなかったと主張しているところ、申

立期間と重複する 46 年 7 月から 48 年 3 月までの期間については、C 社において厚生年金保険に加入している上、C 社を退職した後、同じく申立期間と重複する同年 10 月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人自身が、A 社 B 支社を退職したとする 46 年 7 月以降の厚生年金保険加入期間を認識し、申立期間に係る脱退手当金を請求したとするのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月1日から同年12月4日までの期間について、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 30年8月20日から30年10月1日まで  
② 36年10月31日から同年11月1日まで  
③ 36年11月1日から同年12月4日まで

昭和30年8月20日にB社に入社し、36年10月31日付けで同社を依願退職しているが、最初の2か月と退職月の厚生年金被保険者期間が欠落している。また、A社発行の36年分の源泉徴収票のとおり、36年11月1日付けでA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年12月4日となっている。給与明細書及び源泉徴収票から厚生年金保険料が控除されていることは間違い無いので、記録の訂正をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶が明確でない上、保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）が無い。

また、申立人がB社における元同僚であるとする者は、既に死亡しており証言を得ることができない上、社会保険事務所における同社に係る被保険者名簿をみると、申立期間に係る当該名簿の健康保険被保険者番号は連番で、欠番は無く、当該記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は、上記元同僚は昭和32年4月にB社に入社したと思うとしているが、当該元同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格の取

得日は32年6月1日であることが確認できることから、同社では採用から2か月程度の試用期間があり、この間には厚生年金保険の加入手続を行っておらず、厚生年金保険料も控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について推認できる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、B社は当時の資料が無く、申立人の退職日は分からないとしているものの、A社発行の昭和36年分の源泉徴収票に、前勤務先（B社）の退職年月日が36年10月30日と記載されている上、申立人が保管しているB社における36年11月分の給与明細書に記載されている勤務日数（13日）から判断すると、申立人は36年10月30日に同社を退職したものと推認される。

このほか、申立人が申立期間②においてB社に勤務していたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②においてB社に勤務し、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

- 3 一方、申立期間③については、申立人の所持する給与明細書及び昭和36年分の源泉徴収票から、申立人がA社に昭和36年11月1日に採用され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書に記載された給与支給額及び厚生年金保険料の控除額並びに社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、納付したか否かは明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無い場合、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 22 日から 33 年 5 月 23 日まで

私は、勤務していたA社を昭和 33 年 5 月に退職したことになっているが、出産後に元夫と別れて実家に戻ったこともあって、会社には産休の届けを出した状況で、私から退職の意思表示を行わないまま退職扱いとされた経緯がある。

また、脱退手当金の支給日とされる昭和 33 年 6 月ごろは、産後の肥立ちが悪く、起き上がることもできない状態で、脱退手当金を受給できるはずがない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社の総務担当者及び申立人の元同僚の証言によると、当該事業所では、申立期間当時、退職者に対し脱退手当金の説明を行い、希望者に限り代理請求を行っていたとしており、申立人は、会社には産休の届けを出した状況で、退職の意思表示を行わないまま、会社から退職扱いとされた経緯があり、脱退手当金の説明や代理請求の希望確認を受けていないと主張しているところ、申立人の姉が、申立人の主張する退職時の経緯について、申立内容どおりの証言をしていることから、事業主が申立人の意思を確認した上、代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の脱退手当金を支給したとされる日は、婚姻届出日の約8か月後であるにもかかわらず、この時点において、被保険者名簿の氏名は変更手続きが行われておらず旧姓「B」のままである。その上、裁定請求の時点においても行われていない氏名変更手続きが、申立人が退職した昭和 33 年 5 月から約1年後の 34 年 5

月に行われており、その変更内容については、変更手続時点において、協議離婚により、申立人の姓はすでに婚姻期間中の姓である「C」から旧姓の「B」となっているにもかかわらず、「B」から過去の婚姻期間中の姓である「C」へ変更するとの内容となっており、戸籍上の事実関係と相違し、記録内容に説明不能な矛盾が認められ、これらを踏まえると、申立期間の脱退手当金について、申立人の意思に基づく請求があったものとは推認し難い。

さらに、申立人の姉によると、脱退手当金の支給日とされる昭和33年6月ごろは、申立人は実家におり、産後の肥立ちが悪く、ずっと寝たきりであったと証言しており、脱退手当金を受給していないとする申立人の主張には信憑性<sup>びよう</sup>がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月28日から同年6月1日まで

昭和25年3月4日に高校を卒業し、同月6日にA社に入社した。3月中は試用期間であり、同年4月1日付けで本採用になってから、27年12月31日まで勤務した。25年4月28日から同年6月1日までの厚生年金保険の被保険者期間1か月分が欠落していることについて納得できないので調査の上、記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社は、申立期間当時を知る元社員への会社独自の調査を行った結果に基づき、申立人が継続してA社に在籍していたことを証明している上、複数の元同僚の証言からも申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社の資格喪失時及び同社B支店の資格取得時の標準報酬月額がともに4,000円であることから、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は昭和31年11月に本社社屋を全焼しており、申立期間当時の資料のほとんどを焼失したため不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年12月から12年9月まで（8年10月を除く。）の期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、2年12月から3年11月までは22万円、同年12月から4年9月までは24万円、同年10月から5年10月までは26万円、同年11月から6年10月までは28万円、同年11月から8年9月までは24万円、同年11月から12年9月までは28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月21日から12年10月21日まで  
社会保険事務所で、私の厚生年金保険の標準報酬月額を照会したところ、A社で勤務した申立期間に、実際に私の給料から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額と大幅に相違していることが分かった。申立期間に係る給料支払明細書を所持しているので、確認の上修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書から、申立人は申立期間のうち、平成2年12月から12年9月まで（8年10月を除く。）の期間において、その主張する厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給料支払明細書の保険料控除額から、2年12

月から3年11月までは22万円、同年12月から4年9月までは24万円、同年10月から5年10月までは26万円、同年11月から6年10月までは28万円、同年11月から8年9月までは24万円、同年11月から12年9月までは28万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年2月から同年11月までの期間及び8年10月については、申立人が主張する厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致することから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成2年12月から12年9月まで（8年10月を除く。）の期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月21日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を39年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間（昭和39年4月21日から同年5月1日まで）の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かは明らかでないとして認められる。

また、申立人のA社C支店における資格取得日は昭和47年1月7日と認められることから、申立期間（昭和47年1月7日から同年1月17日まで）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月21日から同年5月1日まで  
② 昭和47年1月7日から同年1月17日まで

配置転換に伴う事務上の手違いと思われる厚生年金保険の被保険者資格空白期間が2か所見られるが、A社の勤務期間中に退職した事実はない。申立期間②については、厚生年金保険の被保険者月数に関係ないとしても、今回の年金問題のずさんさを表していると思われるので、きちんと調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録、従業員名簿（申立人の人事記録が記載）及び事業主の証言から判断して、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年4月21日に同社本社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、納付したか否かは明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及び従業員名簿から判断して、申立人は、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社から提出のあった同社B支店における人事異動日が記載された書類を見ると、申立人は昭和47年1月7日に同社本社から同社B支店に異動したことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の同社B支店における資格取得日は昭和47年1月7日と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月25日から同年4月2日まで

私は、昭和33年4月3日にA社に就職し、41年3月25日付けで同社C課から同社B工場に転勤となったが、同社B工場での資格取得日が同年4月2日となっており、厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間が生じている。

雇用保険の記録は継続しており、在籍していたことは間違い無いので、欠落している期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録、健康保険組合及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和41年3月25日にA社C課から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載されている資格取得日が昭和41年4月2日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から同年5月1日まで

A社に勤務時の給与明細書があり、厚生年金保険料を（厚生年金保険記録20か月に対して）21回支払っていた。申立期間についても、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の記載から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が保管する「健康保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人の資格取得日は昭和57年5月1日となっていることから、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を57年5月1日と届けたため、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る57年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年1月まで

私は、実家に居る時から既に国民年金手帳を持っていたが、昭和49年9月ごろ、集金人から国民年金の加入勧奨を受け、新たに国民年金の加入手続をして集金人に3か月ぐらいごとに国民年金保険料を納付したにも関わらず、58歳の時に社会保険庁から届いた「年金加入記録のお知らせ」で昭和49年9月から53年1月までの期間について国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できなかった。

その後、平成19年7月に社会保険事務所相談センターで調査してもらっても、申立期間の国民年金保険料納付記録が確認できないとのことであるが、私は、昭和50年6月ごろ、2冊持っていた国民年金手帳を1冊に統合するために市役所に行った時の記憶があり納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月ごろ市役所の集金人から国民年金の加入勧奨を受けて二度目の加入手続を行い、3か月ぐらいごとに国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によると、同年9月前後の国民年金手帳記号番号の払出簿に申立人の記録を確認することができない上、当該期間に、申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年6月ごろに2冊持っていた国民年金手帳を統合するため、市役所に赴いた際、国民年金手帳に記載されている任意加入被保険者の資格取得日を53年2月18日に訂正されたとしているが、その訂正は、「47年」を訂正印で消した上で「53年2月18日」としたものであり（当初、47年と記載した理由は不明）、50年6月当時に未到来の資格取得年月日を記入したとは

考え難い。

さらに、市及び社会保険庁の記録によると、申立人については、49年6月に転居した後、50年2月7日に国民年金関係記録では居所不明と取り扱われており、申立人が国民年金の届出に市役所に赴いたとする50年6月ごろまでに居所が判明したことをうかがわせる記録も見当たらない上、52年12月15日に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、49年以降に申立期間に係る納付書は発行されなかったものと推認される。

そのほか、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から60年6月まで

私は、母親に勧められて、昭和51年に市役所で国民年金の加入手続きをした。その際、まず2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は毎月、市役所や駅近くの銀行で納付書により保険料を納付した。最初のころの保険料は1か月900円くらいであったが、だんだんと上がって行って、60年7月に就職したころの保険料は1か月6,000円くらいになっていたと思う。

58歳になった平成19年に、社会保険庁から送付された年金記録を見て、昭和49年3月から60年6月までの国民年金保険料の納付記録が無いことに気付いた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金加入の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された記録が確認できない上、申立人には、過去に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶はあるものの、国民年金手帳を受け取った記憶は無く、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない(国民年金保険料が納付済みとなっている平成17年12月から19年3月までの期間は平成9年1月に定められた基礎年金番号による納付である。)

また、申立人は昭和51年に市役所で国民年金に加入するとともに、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、当時、申立人は会社員である夫の被扶養者であり、国民年金に加入する場合には任意加入被保険者に該当することから、制度上、過去にさかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は2年分の保険料を一括して納付した後は、市役所や銀行で、納付書により納付したとしているが、約9年間にわたり保険料を納付し続けたことを具体的にうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年9月まで

私の国民年金の記録は、昭和36年4月から42年9月まで未加入となっているが、39年1月から昭和42年9月までのうち、一時期恩給を受給しているため加入しなくて良いという時期があり、その間は未納であったが、それ以外の期間が未納であることに納得がいかない。

国民年金の保険料は、国民健康保険料と一緒に集金されたとし、婦人会が集金して役場に納付しており、未納にはできなかったもので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付期間についての記憶が明確ではない。

また、申立人は、「申立期間当時、国民健康保険は家族が10人もいたので加入しており、国民年金の保険料を納めないと国民健康保険証がもらえなかった。保険料は国民年金と国民健康保険と一緒に婦人会が集金していた。」と申し立てているが、A町役場は、「申立期間当時も今も国民年金に加入しなくとも国民健康保険には加入できた。当時の保険料については、国民年金は婦人会が毎月集金し、国民健康保険は納税協会が四半期ごとに集金していた。」と証言しており、申立人の主張と相違している。

さらに、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和51年10月8日に国民年金に任意加入し、同年10月からの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付しており、同日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年9月まで

私は、近所に住む自治会の役員をしていた人に勧められて国民年金に加入した。当時の月額保険料は100円から200円になり、これからも金額が上がっていくので今のうちに加入しておいた方が良いと勧められたことをはっきりと覚えている。

加入後は、その自治会役員の方が自宅に国民年金保険料の集金に来ていたが、昭和47年10月に年金手帳が送られてきて、これからは自分で納めるようにと言われたので、以降は金融機関で保険料を納めていた。

平成19年に、年金記録に未納期間があることに気付いてから、市役所や社会保険事務所、自治会や婦人会にも尋ねたが、何も分からなかった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録のいずれにおいても、国民年金被保険者の資格を取得した日が昭和47年10月14日と記入されていることから、申立人は、同日に、国民年金の加入手続（任意加入）を行っており、社会保険庁の記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は同年11月17日に払い出されていることが確認できる。このため、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならない。

しかし、申立人には、申立期間前後において結婚、住所変更などの生活上の大きな変化は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間についての国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和8年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和45年7月から49年9月まで

私は、夫の勧めで昭和45年7月に市役所に行き、国民年金に加入し、A市からB市に転入してきていた義母の国民年金保険料と合わせて二人分で1,000円ほどを自宅に来た集金人に支払っていました。

昭和49年10月まで、国民年金手帳を受け取った覚えが無く、私と義母の領収書を、国民年金保険料を支払う都度もらっていたように思いますが、残していません。

私は、国民年金に加入した2年後の昭和47年ごろ、義妹に国民年金保険料の支払いを勧めたことを覚えており、45年7月から保険料を納付していたのに、納付記録が無いのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の発行日は、昭和49年10月7日となっており、市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録と一致する上、申立人は、この時に受けた国民年金手帳が初めて受け取った国民年金手帳であるとしており、このほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人には、一括して保険料を納付したとする記憶も無い。

加えて、申立期間の前後を通じて、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年10月当時に申

立人が国民年金に加入するとすれば、任意加入となり、申立期間については申立人が制度的にさかのぼって国民年金に加入することもできなかった期間であることから、納付困難な時期と考えざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年5月まで

私は、60歳となった昭和56年9月に年金の受給手続のため市役所に行った際に、職員からこのまま5年延長して国民年金保険料を納付すれば受け取る年金額を増やすことができると聞いたので、60歳以降も引き続き任意加入し、65歳まで付加保険料を納付してきた。

国民年金保険料は市役所か銀行で納付し、領収書も受け取ったが、震災に伴い所持品を整理した時に廃棄してしまったのか、領収書は現在残っていない。

ねんきん特別便を受け取って、初めて申立期間の納付記録が無いことを知り驚いた。60歳以降も確かに納付してきたはずなのに、3か月分の記録しかないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年9月に60歳以降の国民年金の任意加入の手続を行ったとしているが、申立人が所持している国民年金手帳には、社会保険庁の記録と同様に、61年6月13日に任意加入している記載があり、申立人の主張と相違する。

また、60歳以上65歳未満の者が加入できる任意加入制度は昭和61年4月から施行されていることから、申立人が加入手続を行ったとする56年9月においては、当該制度はまだ存在せず、制度上、任意加入することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年12月まで  
昭和48年より今日まで、厚生年金保険、国民年金の保険料を払い続けてきましたが、56年にA市からB市に転居し、そこで震災に遭遇して全壊したため、国民年金の領収書等はすべて失いました。平成19年10月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和49年10月から50年12月までを除き全部納付していることが分かりました。きちんと納付しているはずなのに、この期間だけ未納になっていることに納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、申立人には申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶も無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市では、申立期間当時、保険料の収納に当たって規則検認方式（集金人を通じて収納し領収書を発行する方法）を採用していたとしているが、申立人は、申立期間以降の昭和52年4月から開始された納付書方式による納付の記憶はあるものの、集金人や納付組織による納付についての記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から24年1月30日まで  
② 昭和24年2月2日から26年8月26日まで

私は、平成7年に65歳になったので、社会保険事務所で国民年金の裁定請求をしたところ、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

私は、最後に勤務したA社を退職するときに退職金ももらわず、脱退手当金の制度すら知らなかったのに、脱退手当金を支給済みとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した2事業所のいずれの被保険者期間についても請求が行われており、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和26年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、脱退手当金を受給していないという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで A 社で勤務していたのに、社会保険事務所の記録では、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶もあるし、健康保険証を使って診療を受けたこともある。同時期に入退社した同僚は厚生年金保険の被保険者となっているのに私が被保険者となっていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している履歴書（申立人の入社日が記載）、元同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、昭和 47 年 8 月 29 日から 48 年 3 月 9 日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時は正社員以外にもパートやアルバイトが在籍しており、正社員の中にも、家庭の事情で本人からの申出により厚生年金保険の加入手続きを行わないことがあったが、手続きを行わなかった者からは保険料を控除していなかった。」としている上、A 社が保管している失業保険被保険者資格取得確認通知書を見ると、申立期間を含む昭和 46 年 5 月から 48 年 6 月までの間に、同社における雇用保険の資格取得をした者は 25 人確認できるが、10 人は当該雇用保険加入期間において厚生年金保険の被保険者記録が無く、このうち二人は雇用保険加入期間に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している A 社に係る被保険者台帳を見ると、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号が連番となっており、欠番も無く、記録に不自然な点は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されてい

たことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 38 年 7 月まで

夫がA社内の下請会社であるB社で働いていた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調べてほしい。ただし、夫は平成 19 年 10 月に死亡しており、会社名もB社でないかもしれない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、厚生年金保険適用事業所としての「B社」は2事業所が確認できる。

しかしながら、そのうちの1事業所は、昭和 29 年 12 月から厚生年金保険の適用を受けているが、A社内で仕事をしていないと証言しており、残りの1事業所については、45 年 3 月 1 日に適用事業所となっていることが確認できることから、この二つの事業所が申立てに係る事業所であることが特定できなかった上、C市内での「B社」の法人登記も確認できなかった。

また、申立人の妻が、申立人が勤務していた事業所名が定かではないとしているため、社名の類似する「B社」で調査した結果、社会保険庁の記録では、3事業所が厚生年金保険適用事業所として確認できたが、いずれも申立てに係る事業所であることを特定できない。

さらに、申立人は死亡しており、申立期間の勤務状況が不明である上、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)も無く、ほかに申立期間の保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 10 月 20 日から 22 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 47 年 8 月 13 日から同年 8 月 25 日まで  
③ 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 3 月 17 日まで  
④ 昭和 51 年 1 月 21 日から同年 1 月 26 日まで  
⑤ 昭和 51 年 1 月 30 日から同年 4 月 2 日まで  
⑥ 昭和 51 年 7 月 22 日から同年 9 月 30 日まで

社会保険事務所の記録では、A社のB丸に乗船していた期間（①の期間）について船員保険の被保険者期間が欠落しており、C社で船舶に乗船していた期間（②から⑥までの期間）が船員保険ではなく厚生年金保険の被保険者期間となってしまっている。

どの期間についても給与明細書等が残っていないが、C社で船舶に乗船していた期間については船員手帳があるので船員として乗船していたことは間違い無い。

私が船員として船舶に乗船していた期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和 21 年 10 月 20 日から 22 年 3 月 31 日まで、A社が所有するB丸に弟と一緒に乗船していたとしているところ、その弟は、同船に申立人と一緒に乗船していたが、乗船期間についてはよく分からないとしており、申立人が同船に乗船していたことは推認されるものの、乗船していた期間が明確ではない。

また、社会保険事務所が管理しているA社に係る船員保険被保険者名簿を

見ると、同社がB丸を船員保険の適用船舶としたのは昭和22年8月5日であり、申立期間においてB丸が船員保険の適用船舶であった記録は無い上、申立人は給与から船員保険料を控除されていたとする記憶が明確でない。

- 2 申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、申立人が保管している船員手帳により、申立人は、C社が運用する船舶に乗船していたことは認められるものの、当該期間については同社における厚生年金保険の被保険者期間になっていることが確認できる上、申立人は当該期間に船員保険料を控除されていたとする記憶が明確でない。

また、申立期間②、③及び④については、船員手帳に記載されている雇用期間から判断すると、同一月内で船員保険の被保険者資格を取得し、喪失することとなり、申立人はC社における厚生年金被保険者であることから、厚生年金保険料と船員保険料の両方の負担が必要となるが、申立人は、船舶に乗船していた期間は出張手当が付加される程度でほとんど給与額に変わりはないこととしていることから、船員保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に申立人の氏名は確認できない上、船舶所有者名簿を見ると、申立期間⑤及び⑥に申立人が乗船していたとするD丸が、当該期間に船員保険の適用船舶であった記録も無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間において給与から船員保険料を控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 9 月 27 日から 41 年 5 月 6 日まで  
③ 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 29 日まで  
④ 昭和 44 年 10 月 20 日から 45 年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 45 年 10 月 14 日から 46 年 5 月 1 日まで  
⑥ 昭和 46 年 10 月 16 日から 47 年 4 月 27 日まで

私は、昭和 34 年から 47 年まで A 社で季節労働者として働き、検査・管理業務に従事していた。昭和 40 年を除き、毎年 10 月ごろから翌年 4 月ごろまでの期間中に就労していた。A 社では昭和 39 年ごろから社会保険（雇用保険、厚生年金保険及び健康保険）に加入しており、毎年失業給付を受給していたが、厚生年金保険の記録には何か所もの欠落があるので、確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社が保管している賃金台帳から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該賃金台帳を見ると、申立期間に係る雇用保険の保険料は控除されているものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、事業主は、申立期間当時、季節労働者については厚生年金保険の加入手続を行っておらず、保険料も給与から控除していなかったとしている。

また、社会保険事務所が保管している A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から29年6月1日まで

昭和28年6月1日にA社B出張所に入社し、約1年間勤めました。その間、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があります。同社を退職した時に会社から厚生年金保険被保険者証を受領しましたが、その後、C市に来て失業保険をもらいながら求職活動をしているうちに無くしてしまいました。同社に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が全く無いのは納得できません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び当時の事務担当者を含む複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間当時にA社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社及び同社B出張所が、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できず、証言を得た元同僚についても同社又は同社B出張所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、商業登記簿によると、A社は昭和49年10月に解散しており、事業主から申立人に係る勤務期間や厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月ごろから 48 年 3 月ごろまで  
② 昭和 48 年 4 月ごろから 51 年 3 月ごろまで  
③ 昭和 51 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで  
④ 昭和 61 年 7 月ごろから 62 年 10 月ごろまで  
⑤ 平成 4 年 8 月ごろから 5 年 6 月ごろまで  
⑥ 平成 6 年ごろ  
⑦ 平成 6 年 8 月ごろから 9 年ごろまで  
⑧ 平成 9 年ごろから 11 年ごろまで  
⑨ 平成 11 年ごろから 12 年ごろまで

私は、A社を退職した後、申立期間①についてはB社に、申立期間②についてはC社に、申立期間③についてはD社に、申立期間④についてはE社に、申立期間⑤についてはF社に、申立期間⑥についてはG社に、申立期間⑦についてはH社に、申立期間⑧についてはI社に、申立期間⑨についてはJ社に、それぞれ勤務していたと記憶しているが、社会保険庁の記録上、すべての期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、B社において勤務していたとしているところ、法人登記簿によると、同社は、昭和 45 年に東京都において設立され、47 年にK市に本店を移転していることが確認でき、申立人の主張と一部合致するものの、社会保険庁の記録によると、同社は、申立人が同社を退職して約 4 か月後の 48 年 7 月 10 日に厚生年金保険の新規適用を受けていることが確認でき、申立期間①において、同社は厚生年金保険に加入していなかったことが

確認できる。

- 2 申立期間②については、申立人は、C社において勤務し、現場作業に従事していたとしているところ、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、事業所名が不明とされているものの、当該期間のうち3回（合計で約20か月間）の被保険者記録が確認できる上、申立人の当時の記憶から、申立人は同社が扱う業務に従事していたことは推認できる。

しかし、C社によると、申立人の同社における人事記録上の在籍は確認できないとしている上、申立人が記憶する元同僚についても、同社における在籍の確認ができないとしており、申立人及びその元同僚の雇用形態が不明である。

- 3 申立期間③については、申立人は、D社において勤務していたとしているところ、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、事業所名が類似するL社（法人登記簿上、L社は確認できないものの、M社が確認でき、同一会社であるものと推認）における申立人の短期雇用特例被保険者記録が確認でき、申立人が同社において勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、D社、L社及びM社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

- 4 申立期間④については、申立人は、E社において勤務していたとしているが、同社によると、申立人は、委託代理店契約者としての登録はあるものの、同社との雇用契約者ではなく、厚生年金保険の被保険者の対象ではなかったとしている上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録についても確認できない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、F社において勤務していたとしているところ、法人登記簿によると、同社が昭和60年に設立されていることが確認できる上、申立人の記憶から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、F社は、昭和62年9月8日に厚生年金保険の新規適用を受けているものの、申立人が同社において勤務を開始する約2年前の平成2年12月1日に全喪していることが確認でき、再度新規適用を受けたのは、申立人が同社を退職して約12年後の平成17年6月7日であることが確認できることから、申立期間⑤において、同社は厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

- 6 申立期間⑥については、申立人は、G社において勤務していたとしているところ、社会保険庁の記録によると、事業所名が類似するG社、N社など数社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、G社については確認できない上、類似する名称の事業所においても申立人が厚生年金保険の被保険者であったとする記録は見当たらず、当該期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認することができない。

- 7 申立期間⑦、⑧及び⑨については、申立人は、それぞれ、H社、I社及びJ社において勤務していたとしているが、社会保険庁の記録によると、当該事業

所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

- 8 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない上、申立人の勤務期間や保険料控除についての記憶は定かでなく、申立人は、給与明細書など厚生年金保険料の控除の事実が確認できる資料は無いとしている。
- 9 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月から30年1月1日まで  
② 昭和30年12月10日から34年9月まで

私は、兄の紹介で兄が勤務していたA社に昭和29年6月から34年9月までの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、当該期間に厚生年金保険被保険者期間が11か月間しか無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和29年6月1日から34年9月までの間、継続して勤務していたとしているところ、当時の同僚の証言によると、30年ごろ、申立人と一緒に受験したとしており、申立人が同社において勤務していたことは確認できるものの、同社は、当時の人事記録を地震の際に紛失しており、申立人の在籍期間を証明することができないとしている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人とほぼ同時期に入社したと思われる元従業員7人については、全員が申立人と同日の昭和30年1月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①については、同時期に入社したと思われる者すべてが厚生年金保険被保険者期間とされていない。

さらに、当時、A社において勤務していた6人の元従業員によると、申立人が在職していた記憶はあるが、時期等の詳細は不明であるとしており、当時の支配人の証言においても、短期間の雇用であったような気がするとしており、申立人が①、②の申立期間を通じ同社に勤務していたとする証言を得られない状況にある。

加えて、申立人は、二人一組で作業するにもかかわらず、同僚や上司の名前を覚えていないとしている上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月31日から49年5月1日まで  
② 昭和50年1月25日から52年3月27日まで  
③ 昭和53年9月12日から同年12月31日まで

私は、A社に昭和42年10月1日から53年12月31日まで継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、昭和48年12月31日から49年5月1日までの期間、50年1月25日から52年3月27日までの期間及び53年9月12日から同年12月31日までの期間が欠落しているので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和49年4月2日から同年5月1日までの期間、申立期間②のうち、50年4月26日から同年12月20日までの期間及び51年4月1日から同年12月30日までの期間については、A社における、申立人に係る雇用保険の記録が確認できることから、当該期間については同社に勤務していたと認められるものの、当該期間以外の期間及び申立期間③については、雇用保険の記録が無い上、申立人は同僚の名前を覚えておらず、勤務実態に係る証言を得ることもできないため、申立人の勤務状況が定かでない。

また、A社から提出のあった申立人に係る失業保険被保険者資格喪失確認通知書の離職事由欄に、「冬季間事業量減少により解雇」と記載されていることが確認できる上、申立人に係る昭和38年から53年までの雇用保険の記録から判断すると、同社は申立人を冬季（1月から4月までの期間）については雇用していなかったものと推認される。

2 さらに、社会保険事務所の記録を見ると、申立人は申立期間②の期間内で

ある昭和 51 年 10 月 8 日に国民年金に任意加入し、同年 10 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）を現年度納付した記録が確認できる上、申立期間③のすべてについて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 上記 1 のとおり、申立期間①及び②のそれぞれ一部期間については、雇用保険の加入記録が確認できるが、A 社から提出された申立人に係る従業員台帳（厚生年金保険の加入記録が記載された台帳）3 部（昭和 42 年 10 月から 48 年 12 月までの期間、49 年 5 月から 50 年 1 月までの期間及び 52 年 3 月から 53 年 9 月までの期間に係るもの）を見ると、「昭和 48 年 12 月 30 日解雇」、「昭和 50 年 1 月 24 日退職」及び「昭和 53 年 9 月 12 日資格喪失」と記載されており、申立期間についてはすべて厚生年金保険の被保険者として取り扱われていないことが確認できる。

また、上記台帳に記載された、厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同喪失日は社会保険庁の記録と一致（雇用保険についての資格期間の記載も公共職業安定所の記録と一致）していることが確認できる。このことから、申立期間のうち、冬季を除く期間について、事業主は、申立人を雇用保険には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させておらず（理由は不明）、また、厚生年金保険に加入させていた期間については従業員台帳を作成し、被保険者を適正に管理した上で、保険料を給与から控除していたものと推認される。

- 4 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が当該期間において A 社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる周辺事情は見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月から 28 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 27 年 3 月に中学校を卒業して、夜間高校への入学を待たずに A 社に住み込みで勤務し、1 年 6 か月以上は働いたが、厚生年金保険の被保険者期間が 3 か月しかなく納得できないので確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言から判断すると、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたと推認される。

しかし、元事業主が保管していた賃金台帳（昭和 28 年 1 月から同年 9 月までに係るもの）を見ると、申立人が A 社において厚生年金保険の被保険者資格を有する 28 年 6 月から同年 8 月までの保険料については控除されていることが確認できるものの、それ以前の 27 年 12 月から 28 年 5 月まで（申立期間の一部）の保険料については控除されていないことが確認できる。

また、申立人と同時期に A 社に入社したとする元従業員についても、同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は申立人と同じ昭和 28 年 6 月 1 日であることが確認できる上、社会保険事務所が管理する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における健康保険被保険者番号は連番となっており、欠番も無く、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 2 月 1 日まで

昭和 35 年 10 月から 36 年 3 月 31 日まで、A 社に季節工として勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の記録を確認すると、36 年 2 月 1 日からの記録しか無い。当時からあまりにも長い期間が経過していて、証明する資料も無い。虚偽の申立てをしているわけではないので、確認の上記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員の証言によると、同社は申立期間当時、公共職業安定所において季節工として従業員を募集しており、申立人の証言とも符合することから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所に保管されている被保険者名簿により、申立人と同日（昭和 36 年 2 月 1 日）に被保険者資格を取得している者は 76 人確認でき、そのうち連絡の取れた 5 人の話によると、全員が公共職業安定所のあっせんで就職が決まっており、季節工としての募集であったこと、及び就職した時期は 35 年 10 月ごろであったことが確認できる。

一方、A 社は、昭和 35 年 5 月以降については、季節工で雇用されていた者についても採用後 2 か月経過後に厚生年金保険に加入させることとしたが、35 年 10 月に採用した季節工 76 人については事務処理の間違いにより、採用の 4

か月後からの厚生年金保険加入になっており、その間厚生年金保険料も本人から徴収していなかったと証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。